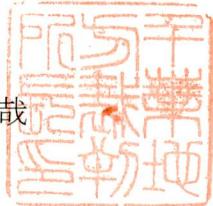


千地裁総第492号

令和4年5月13日

山中理司様

千葉地方裁判所長 堀田眞哉



司法行政文書の開示についての通知書

3月26日付け（同月29日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので、通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

「千葉地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和4年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷日割並びに司法行政事務の代理順序の定め」の別表第1及び別表第2（5月1日現在のもの）（片面で7枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

1の情報には、個人識別情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を提供しないこととした。

3 提供の実施方法

写しの送付

（担当）総務課文書係 電話043（333）5237

(別表第1)

令和4年度千葉地方裁判所民事部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

【機密性2】

二 部	判事補 久 田 翔 士	(8) (9) (10) (11) (12) (13)	第一部の(8)から(13)まで同じ	各 4 分 の 1	単独事件 本 田 高 宮 崎 静 陽 橋	晃 介 子	水 火, 木 木	
	判事補 林 拓 也	(14)訴えの提起前における証拠収集 処分事件 (15)証拠保全事件 (16)共助事件 (17)医療事故を理由とする損害賠償 事件	4 分 の 1 4 分 の 1 4 分 の 1 全 部					
民 事 第 三 部	判事 (総) 内 野 俊 夫	(法定合議事件) (1)控訴事件 (2)行政処分の効力等を争点とする 私法上の法律関係に関する控訴 事件 (3)労働災害に関する控訴事件 (4) 第一部の(3)及び(4)と同じ	6 0 分 の 2 0 全 部	合議事件 内 野 俊 塚 原 洋 中 畑 洋 内 藤 秀 山 部 佑	夫 一 輔 介 輔	火・金 水・木 木		
	判事 塚 原 洋 一	(5) 第一部の(3)及び(4)と同じ	全 部 各 4 分 の 1					
	判事 中 畑 洋 輔	(法定合議事件を除くその他の事件) (6) (7) 第一部の(5)から(7)まで同じ (8) (9) (10) (11) (12) (13) 第一部の(8)から(13)まで同じ (14)	各 1 8 分 の 4	単独事件 内 野 俊 塚 原 洋 中 畑 洋	夫 一 輔			
	判事補 (特) 内 藤 秀 介	(15)訴えの提起前における証拠収集 処分事件 (16)証拠保全事件 (17)共助事件 (18)行政事件 (行政処分の効力等を 争点とする私法上の法律関係に 関する事件を含む。) (19)労働災害に関する事件 (20)独占禁止法に基づく事件 (同事 件を本案とする保全事件を含 む。)	各 4 分 の 1 4 分 の 1 4 分 の 1 全 部 全 部					
	判事補 (特) 山 部 佑 輔	(15)訴えの提起前における証拠収集 処分事件 (16)証拠保全事件 (17)共助事件 (18)行政事件 (行政処分の効力等を 争点とする私法上の法律関係に 関する事件を含む。) (19)労働災害に関する事件 (20)独占禁止法に基づく事件 (同事 件を本案とする保全事件を含 む。)	4 分 の 1 4 分 の 1 4 分 の 1 全 部 全 部	(1)～(18) 全 部	合議事件 中 村 さと 木 鈴 山 河 高	さと 介 介 木 鈴 山 河 高	時	
	判事 (総) 中 村 さとみ	(1)民事保全事件 (異議, 取消事件 及び旧法事件を含む。ただし, 独占禁止法に基づく事件を本案 とする保全事件及び労働仮処分 事件を除く。)						
	判事 鈴 木 進 介	(2)配偶者暴力等に関する保護命令 事件 (3)民事執行事件 (旧法事件及び旧 競売法による事件を含む。)及び これに付随する雑事件 (4)動産競売開始許可事件 (5)財産開示事件 (6)第三者からの情報取得事件						
	判事 山 崎 隆 介							
	判事 河 合 智 史							

【機密性2】

四 部	判事補(特)(兼) 高橋 静子	(7) 民事保全事件及び民事執行事件 に係る抗告事件並びにこれらに 付随する雑事件 (8) 破産事件、民事再生事件、会社 更生事件、特別清算事件及び企 業担保権実行事件 (9) 承認援助事件 (10) 民事非訟事件及び商事非訟事件 (公示催告、過料を含む。) (11) 借地非訟事件(借地非訟付調停 事件を含む。) (12) 特定調停事件 (13) 仮登記仮処分事件 (14) 災害都市借地借家臨時処理事件 (15) 船舶所有者等責任制限事件 (16) 油濁等損害賠償責任制限事件 (17) 簡易確定事件 (18) 仲裁関係事件 (19) その他の民事雑事件(訴えの提 起前における証拠収集処分事 件、証拠保全事件及び共助事件 を除く。)	全 部	単独事件 中 鈴 山 河 村 木 崎 合 橋 さとみ 進 隆 智 静 介 介 史 子	随 時
	【民間企業等研修中】 判事補(特) 角田 由佳				
	【民間企業等研修中】 判事補(特) 上野 瑞穂				
	【留学中】 判事補(特) 清水 拓二				
	【留学中】 判事補(特) 長谷川 英				
民 事 事 第 五 部	【民間企業等研修中】 判事補 片岡 甲斐				
	判事(総) 間 史 恵	(法定合議事件) (1) 控訴事件 (2) 建築請負及び工事請負に関する 控訴事件(請求原因又は抗弁で 瑕疵の主張のある事件に限 る。) (3) [] 第一部の(3)及び(4)と同じ (4) [] 第一部の(3)及び(4)と同じ	60分の10 全部	合議事件 間 鈴 吉 野 史 木 田 村 惠 雄 二 詩 穂	木 月・金 (臨時)
	判事 鈴木秀雄	(法定合議事件を除くその他の事件) (5) [] 第一部の(5)から(7)までと (6) [] 同じ (7) [] 第一部の(5)から(7)までと (8) [] 同じ (9) [] 第一部の(8)から(13)までと (10) [] 同じ (11) [] 第一部の(8)から(13)までと (12) [] 同じ (13) [] 第一部の(8)から(13)までと (14) 訴えの提起前における証拠収集 処分事件 (15) 証拠保全事件 (16) 共助事件 (17) 建築請負及び工事請負に関する 事件(請求原因又は抗弁で瑕疵 の主張のある事件に限る。)	各4分の1 各18分の5 各4分の1 4分の1 4分の1 4分の1 全 部	合議事件 間 鈴 吉 野 史 木 田 村 惠 雄 二 詩 穂	水 火・金 火・金
	判事 吉田達二				
	判事補 野村詩穂				

【略語】

(総) …部総括裁判官

(特) …特例判事補

(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官

(職代) …職務代行裁判官

(代理) …代理裁判官

(別表第2)

令和4年度千葉地方裁判所刑事部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

部	裁判官の配置	裁判事務の分配及び割合	担当裁判官	開廷日等
刑 事 第 一 部	判事 (総) 岡 部 豪 判事 品 川 しのぶ 判事 片 岡 理 知 判事 佐々木 公 判事 宮 崎 桃 子 判事補 神 成 万 柚	<p>第1 合議事件及びこれに準じて分配する事件</p> <p>1 法定合議事件 (2の事件を除く。) の9分の2</p> <p>2 裁判員裁判対象事件の9分の2</p> <p>3 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件の9分の2</p> <p>4 次の事件の9分の2</p> <p>(1) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件</p> <p>(2) 組織的犯罪処罰法第52条第2項の不服申立事件</p> <p>(3) 麻薬特例法第19条第4項及び第20条第3項により組織的犯罪処罰法第52条第2項の例によるとされた不服申立事件</p> <p>(4) 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求事件</p> <p>(5) 麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第62条第1項の例によるとされた審査請求事件</p> <p>(6) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項に基づく除外決定請求等事件、同法第35条第1項、第42条第1項又は第94条第1項に基づく異議申立事件及び同法第41条第2項又は同法第43条第2項に基づく裁判員等解任請求等事件</p> <p>5 除斥事件及び忌避事件の9分の2</p> <p>6 部において合議体で審判をする旨の決定をした事件</p> <p>7 その他法令により合議体で処理すべき事件の9分の2</p> <p>8 医療観察法第72条第1項の不服申立事件及び同法第73条第1項の異議申立事件の9分の2</p> <p>第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件</p> <p>1 公安労働関係単独事件の91分の23</p> <p>2 1以外の単独事件の91分の23</p> <p>3 その他判事の権限により処理すべき事件 (第1及び第3に掲げたものを除く。) の91分の23</p>	合議事件 岡 部 豪 品 川 しのぶ 片 岡 理 知 佐々木 公 宮 崎 桃 子 神 成 万 柚	月～金
			単独事件 岡 部 豪 品 川 しのぶ 片 岡 理 知 佐々木 公 宮 崎 桃 子	月～金 月～金 月～金 月～金 月～金

		<p>第3 その他の事件</p> <p>次の(1), (2)の事件ごとにその各 9 1 分の 2 3, 次の(3)ないし(9)の事件ごとにその各 9 分の 2</p> <p>(1) 医療観察法第 33 条第 1 項の申立事件</p> <p>(2) 第 28 条(3)により同条(1)本文の例によるとされた事件</p> <p>(3) 執行猶予取消請求事件</p> <p>(4) 起訴前の証拠調査事件・証拠保全事件</p> <p>(5) 共助事件 (組織的犯罪処罰法第 6 章及び麻薬特例法第 6 章の国際共助事件を除く。)</p> <p>(6) 刑事訴訟法第 430 条の準抗告事件</p> <p>(7) 刑事訴訟法第 187 条の 2 の不起訴被疑者の訴訟費用請求事件</p> <p>(8) 検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる弁護士の指定に関する事件</p> <p>(9) その他裁判官の権限により処理すべき事件 (第 1, 第 2 並びに上記(1)及び(2)に掲げたものを除く。)</p>	<p>医療観察法上の 判事の権限で処理すべき事件 (裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>岡 部 豪 品 川 しのぶ 佐 木 公 々 崎 子 官 片 桃 片 岡 知</p>	時 隨 時 隨 時 隨 時 隨 時
刑 事 第 二 部	<p>判事 (総) 安 藤 範 樹</p> <p>判事 中 尾 佳 久</p> <p>判事 小 林 麻 子</p> <p>判事 岩 崎 貴 彦</p> <p>判事補 石 田 太 郎</p>	<p>第1 第一部の第1と同じ</p> <p>第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件</p> <p>1 公安労働関係単独事件の 9 1 分の 1 7</p> <p>2 1 以外の単独事件の 9 1 分の 1 7</p> <p>3 その他判事の権限により処理すべき事件 (第1及び第3に掲げたものを除く。) の 9 1 分の 1 7</p> <p>第3 その他の事件</p> <p>次の(1), (2)の事件ごとにその各 9 1 分の 1 7, 次の(3)ないし(9)の事件ごとにその各 9 分の 2</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) } 第一部の第3(1)から(9)までと同じ (6) (7) (8) (9)</p>	<p>合議事件</p> <p>安 藤 範 樹 中 尾 佳 久 子 小 林 麻 貴 岩 崎 太 郎</p> <p>単独事件</p> <p>安 藤 範 樹 中 尾 佳 久 子 小 林 麻 貴 岩 崎 太 郎</p> <p>医療観察法上の 判事の権限で処理すべき事件 (裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>安 藤 範 樹 中 尾 佳 久 子 小 林 麻 貴 岩 崎 太 郎</p>	月～金 月～金 月～金 月～金 月～金

刑 事 第 三 部	判事 (総) 上岡 哲生	第1 第一部の第1と同じ	合議事件 上丸島国飯坂 岡山田分田井 哲史悠夏 生己環子斗生	月～金
	判事 丸山 哲巳			
	判事 島田 環	第2 第二部の第2と同じ	単独事件 上岡哲 丸山哲 島田環 国史	月～金 月～金 月～金 月～金
	判事 国分 史子			
	判事補 飯田 悠斗	第3 第二部の第3と同じ	医療観察法上の 判事の権限で処 理すべき事件 (裁判官の合議 体で行う審理を 除く。)	
	判事補 坂井 夏生		上岡 哲 丸山 哲 島田 分 国 史	随時
			生己環子	時時時時
刑 事 第 四 部	判事 (総) 平塚 浩司	第1 合議事件及びこれに準じて分配する事件 1 法定合議事件 (2の事件を除く。) の9 分の1 2 裁判員裁判対象事件の9分の1 3 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件 の9分の1 4 次の事件の9分の1 (1) (2) (3) (4) (5) (6) 第一部の第1の4(1)から(6)までと同じ	合議事件 平塚 浩司 井筒 径子 野々山 優子 佐伯 春奈	月～金
	判事 井筒 径子			
	判事 野々山 優子			
	判事補 佐伯 春奈	5 除斥事件及び忌避事件の9分の1 6 部において合議体で審判をする旨の決定 をした事件 7 その他法令により合議体で処理すべき事 件の9分の1 8 医療観察法第72条第1項の不服申立事 件及び同法第73条第1項の異議申立事 件の9分の1		
		第2 第二部の第2と同じ	単独事件 平塚 浩司 井筒 径子 野々山 優子	月～金 月～金 月～金

		第3 その他の事件 次の(1), (2)の事件ごとにその各9分の1 17, 次の(3)ないし(9)の事件ごとにその各9分の1 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)	医療観察法上の 判事の権限で処 理すべき事件 (裁判官の合議 体で行う審理を 除く。) 第一部の第3(1)から(9)までと同じ	平 塚 浩 司 井 筒 径 子 野々山 優 子	随 時 隨 時 隨 時
刑 事 第 五 部	判事 (総) 守 下 実 判事 友 重 雅 裕 判事 廣 瀬 裕 亮 判事補 (特) 村 井 佳 奈 判事補 高 橋 真 歩 判事 安 重 育 巧 美	第1 第一部の第1と同じ 第2 第二部の第2と同じ 第3 第二部の第3と同じ	合議事件 守 下 雅 裕 亮 奈 歩 友 重 瀬 佳 真 歩 廣 村 井 橋 高 橋 真 歩 単独事件 守 下 雅 裕 亮 奈 友 重 瀬 佳 真 廣 村 井 橋 医療観察法上の 判事の権限で処 理すべき事件 (裁判官の合議 体で行う審理を 除く。)	実 裕 亮 奈 歩 実 裕 亮 奈 実 裕 亮 奈	月～金 月～金 月～金 月～金 月～金 月～金 月～金

【略語】

- (総) …部総括裁判官
(特) …特例判事補
(兼) …兼補裁判官又は兼務配置裁判官
(職代) …職務代行裁判官
(代理) …代理裁判官